

「木もれびの森保全・活用計画」の改訂について

1 改訂の趣旨

木もれびの森は、首都圏において良好な自然環境を有する緑地として、近郊緑地特別保全地区の指定を受け、保全されています。本市では、木もれびの森の保全と活用の基本的な考え方と施策の方向を示すため、平成15年3月に「木もれびの森保全・活用計画」を策定しました。

その後、木もれびの森を取り巻く様々な環境変化が生じたことや、平成25年10月に約20.1ヘクタールの県有地が本市へ無償譲渡され、森全体の約9割を本市が一体的に管理し、有効的に活用することができるようになったこと等を踏まえ、計画の所要の改訂を行いましたので、お知らせします。

2 改訂後の保全・活用計画の主な内容

	区 分	内 容
保全 (維持管理) 関係	目標植生	落葉広葉樹林・針広混交林・常緑広葉樹林・草地の4区分を設定
	目標植生を踏まえた管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹林及び針広混交林については、主に下刈りと間伐による管理 ・常緑広葉樹林については、枯損木の処理のほか、必要に応じて下刈り、除伐、間伐など最小限の管理 ・森と近隣住宅が接する場所を「緩衝区域」とし、おおむね5メートルの草地として管理 ・周辺地域の安全への配慮と森の維持管理上の必要から「緩衝区域」からさらに森の内部へおおむね10メートルを下刈り
利活用関係	面的利用区域	4箇所（相模原中央緑地・若松憩いの場・西大沼2丁目子ども森林公園・慰霊塔）とし、必要に応じて面的利用区域の見直しを検討（例：都市公園法による都市緑地の追加設置）
管理運営体制	管理運営体制の整備	ボランティア（森づくりパートナーシップ事業）・自治会（街美化アダプト制度）・行政等の相互の活動情報の共有化や連携強化を図る場を構築
		モニタリング調査（主に指標種調査）により、日頃の森の維持管理について検証し、適切な樹林管理を推進

3 その他

改訂後の「木もれびの森保全・活用計画」及び当該改訂を機に作成いたしました「木もれびの森ルールブック」（※別添参照）は、市ホームページに掲載いたします。

問合せ先
水みどり環境課
直通電話：042-769-8242
担 当 者：浅川・加藤・惣万

木もれびの森保全・活用計画

平成27年3月改訂

相模原市

<目次>

1. 背景と目的	1
2. 現状と課題	2
(1) 森の植生に係る現状と課題	2
ア 現状	2
イ 課題	2
(2) 森の利用に係る現状と課題	2
ア 現状	2
イ 課題	3
3. 基本方針	3
(1) 森の保全・活用に関する基本方針	3
ア 目標植生の設定	3
イ 森の適正な樹林管理	3
ウ 森の適正利用	3
(2) 計画推進体制に関する基本方針	3
ア 管理運営体制の整備	3
イ 土地所有者との協力体制の充実	3
4. 施策の方向	3
(1) 森の保全・活用の方向	3
ア 目標植生の設定	3
イ 森の適正な樹林管理	4
ウ 森の適正利用	5
(2) 計画推進体制の方向	6
ア 管理運営体制の整備	6
イ 土地所有者との協力体制の充実	7

1 **背景と目的**

木もれびの森は、首都圏において、良好な自然環境を有する緑地として近郊緑地特別保全地区（※）の指定を受け保全されており、本市では、平成8年度に策定した「さがみはら みどりの基本計画」において、この森を市域における『みどりの拠点』に位置付けているところです。

こうした中で、将来にわたり、この森の自然環境を良好に保全するとともに、より有効に活用するため、平成11年度に森の現況特性や自然的・社会的条件等に係る基礎調査を実施しました。さらに、平成12年度から2か年にわたり、市民、土地所有者、専門家などで構成する「木もれびの森保全・活用計画検討会議」を設置し、基礎調査の結果を基にして森の抱える課題について、整理・検討していただき平成14年3月に木もれびの森の保全・活用の在り方等について提言を受けました。これを踏まえ、今後の木もれびの森の保全と活用の基本的な考え方と施策の方向を示すため、平成15年3月に本計画を策定しました。

その後、平成17年度から平成18年度にかけての旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町との合併を経て、平成21年度に「さがみはら みどりの基本計画」を見直し、新たに「相模原市水とみどりの基本計画」を策定しました。同計画は、平成27年3月に中間見直しを行いました。木もれびの森の『みどりの拠点』としての位置付けは継承しています。

さらに、平成22年3月に策定した「相模原市景観計画」では、木もれびの森を「みどりの景観拠点」に位置付けています。

木もれびの森の現況としては、樹木の高木化や常緑樹化が進むなど、森内の環境に生じた変化が、隣接住宅地の生活環境に少なからず影響を及ぼしています。

また、平成25年10月には、約20.1ヘクタールの県有地が本市へ無償譲渡され、市有地及び本市が土地所有者との使用貸借契約に基づいて管理している土地と合わせると、森全体の約9割を本市が一体的に管理し、有効的に活用できるようになりました。

このような状況から、市街地に残された貴重な平地林である木もれびの森を、次世代へとつないでいくため、策定から10年以上が経過した「木もれびの森保全・活用計画」の所要の見直しを行います。

※ 首都圏近郊緑地保全法第5条の規定に基づき、近郊緑地保全区域のうち首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい緑地として指定された区域

2 **現状と課題**

(1) 森の植生に係る現状と課題

ア 現状

木もれびの森は、かつてクヌギ、コナラ等の樹木を定期的に伐採し、薪や炭として利用するなど、いわゆる里山の雑木林としての管理がされていましたが、都市化の進展やエネルギー源の転換等により薪炭林としての利用が行われなくなりました。その結果、樹木の高木化や常緑樹化が進み、森内が暗くなったことなどによる様々な影響が出ています。

(ア) 動植物の生態系への影響

希少動植物を含む多様な動植物が確認されている木もれびの森は、広域的に見て、近隣緑地との生態系ネットワークの拠点として重要な緑地ですが、明るい環境で生育していた植物が減少するなど生態系機能の低下が見られます。

(イ) 雑木林の景観への影響

常緑樹の増加や樹木の高木化、下草の繁茂等によって、かつての雑木林としての景観が損われつつあります。

(ウ) 隣接住宅地の生活環境への影響

日照や防犯上の問題などによる隣接住宅地の生活環境への影響が懸念されています。

イ 課題

木もれびの森が薪炭林として利用されなくなり、人の手が入らなくなっから久しいため、将来的には、枯損木の増加等、樹木の高齢化に伴う様々な課題に直面することが予想されます。

今後は、長期的な視点に立ち、森の植生をより適正に回復しつつ、保全・再生を一体的に推進する、計画的な樹林管理を適切に行う必要があります。

また、隣接住宅地等への影響や生態系機能の低下を防ぎ、生態系ネットワークの拠点である木もれびの森の生物多様性を保全するとともに、歴史的価値を有する雑木林の原風景の保全を図る必要があります。

(2) 森の利用に係る現状と課題

ア 現状

(ア) 林床の裸地化の進行

木もれびの森は、「相模原中央緑地（都市公園法による都市緑地）」等の

一部の区域を除いて、原則として開放していませんが、散策の場や生活道として無秩序に利用されています。その結果、林床の裸地化が進行しており、林床植物の減少などがみられます。

(イ) 花壇や駐車場等の目的とは異なる利用

森の一部では、花壇や畑、駐車場等の緑地の保全管理上や景観上好ましくない、目的とは異なる利用がみられます。

(ウ) 車両通行による影響

森内の道路は、道幅が狭い上、スピードを出して走行する車が多いため、散策者の安全性の確保や、また車の排気ガス等による植生への影響が懸念されています。

イ 課題

森の利用については、散策路や面的利用区域の位置付け、利用ルールの明確化、車両通行に対する基本的な考え方の整理など、保全を基本とした森の利用方針を設定し、周知徹底を図る必要があります。

3 基本方針

本計画における基本方針は、以下のとおりとします。

(1) 森の保全・活用に関する基本方針

ア 目標植生の設定（目標とする森の姿を定めます。）

イ 森の適正な樹林管理（森の適正管理を図ります。）

ウ 森の適正利用（森の利用の適正化と有効活用を図ります。）

(2) 計画推進体制に関する基本方針

ア 管理運営体制の整備（計画実施に向けた管理運営体制の整備を図ります。）

イ 土地所有者との協力体制の充実（計画実施における土地所有者との協力体制の充実を図ります。）

4 施策の方向

(1) 森の保全・活用の方向

ア 目標植生の設定

適正な森の植生を回復し、多様な動植物の保全や生活空間との共生及び雑木林の景観保全を図るために、あるべき森の将来像として、次に示す目標植生を設定します。

表1 目標植生と植生内容

目標植生	植生内容
落葉広葉樹林(コナラ、クヌギ等)	現在の樹林を保全・再生させた落葉広葉樹林
針広混交林(コナラ、クヌギ、ヒノキ等)	現在の樹林を保全・再生させた針広混交林
常緑広葉樹林(シラカシ等)	自然遷移に任せた常緑広葉樹林
草地	主に住宅隣接地との緩衝帯としての草地

イ 森の適正な樹林管理

(ア) 目標植生に基づく管理方針の設定

現況植生については、目標植生に基づき、次のとおり管理方針を設定し、計画的な樹林管理を行います。

なお、民有地については、土地所有者との合意形成を図りながら管理を進めます。

表2 目標植生に基づく管理方針

現況植生	目標植生	管理方針
・落葉広葉樹林 ・裸地化した林床	落葉広葉樹林	<ul style="list-style-type: none"> ●既に人の手が入っている樹林は、引き続き主に下刈り、間伐を行います。 ●これまであまり人の手が入っていない樹林は、はじめに住宅等緩衝区域から森の中心部に向かっておおむね10メートルの範囲について下刈りを行います。さらに、中心部に向かって下刈り、間伐を行います。 ●植樹により樹林の再生を図ります。
・針広混交林 ・針葉樹林	針広混交林	<ul style="list-style-type: none"> ●植樹により樹林の再生を図ります。
常緑広葉樹林	常緑広葉樹林	原則として、人の手は入れませんが、枯損木処理のほか、必要に応じて下刈り、除伐、間伐など、最小限の管理を行います。
草地	草地	住宅等からおおむね5メートルの範囲を「住宅等緩衝区域」とし、草刈り、伐採により草地として管理します。

(イ) 伐採木等の循環的利用

樹林管理により発生した伐採木や剪定枝等に関しては、可能な限り循環的利用を図ることにより、環境負荷の軽減を図ります。

ウ 森の適正利用

(ア) 利用区域の設定

林床の裸地化の主因となる森内の無秩序な利用を制限するため、広場などの「面的利用区域」と散策路などの「線的使用区域」を設定します。

a 面的利用区域

面的利用区域については、林床植生に対する負担が大きいため、現状で広場等として利用している「相模原中央緑地（都市公園法による都市緑地）」・「若松憩いの場（旧県有地）」・「西大沼2丁目子ども森林公園（市子どもの広場設置要綱による施設）」・「慰霊塔（市慰霊塔設置に関する条例による施設）」とします。

なお、森内の適正かつ有効的な利用を図るに当たっては、必要に応じて面的利用区域の見直し（都市公園法による都市緑地の追加設置等）を検討します。

b 線的使用区域

線的使用区域については、森内への無秩序な侵入を防ぐため、現状の踏み分け道の利用目的、頻度等を考慮しながら設定します。

(イ) 目的とは異なる利用の抑制

住宅等緩衝区域における花壇、畑、駐車場等の目的とは異なる利用は、緑地の保全管理上や景観上好ましくないため排除に努めます。

(ウ) 車両の通行

森内の既存道路における車両の通行に関しては、植生への影響や散策者に対する安全性などを考慮して、利用制限・利用抑制を検討します。

(エ) 利用ルールの周知徹底

森の自然環境を維持するために、利用目的に応じた明確なルールを設定し、法的規制と併せ、広く市民に対して共通認識として周知徹底を図ります。

また、木もれびの森は多くの土地所有者の協力のもと市街地に残されてきた貴重な平地林であることを広く市民に対して周知し、適正な利用を促します。

(オ) 森の有効活用

自然とふれあう場としての活用や苗木の植樹活動等、市民団体・教育機関等と連携した学校教育、社会教育などの環境教育等の場や、企業の地域貢献活動の場としての利用促進を図ります。

また、樹林管理により発生する伐採木や剪定枝等について、学習教材化など有効活用の手法を検討します。

(2) 計画推進体制の方向

ア 管理運営体制の整備

(ア) ボランティア団体や地域の自治会等との協働

ボランティア団体や地域の自治会、森づくりに参加意欲のある市民等と本市が協働するとともに、人材確保や技術向上に対する支援を行い、本計画に基づいて、市民参加型の維持管理を促進します。

- a 森づくりパートナーシップ推進事業及び街美化アダプト制度の活用
- b ボランティア団体や地域の自治会等の活動情報の共有化や、関係者をつなぐ場の構築
- c 市民講座等、ボランティアの技術向上や新たなボランティアの確保・育成に資する事業の実施
- d ボランティア団体や地域の自治会と連携したみどりに関するアドバイスや森の保全・活用に関するルール等の周知徹底

(イ) モニタリング調査による適切な樹林管理

自然の回復力や遷移の方向など、森の潜在的な可能性は、その土地や場所、立地環境等によって様々であることから、本計画で設定した管理方針に基づく樹林管理を行っていても、森の状況は変化することがあります。

そのため、モニタリング調査による森内環境の検証を行い、必要に応じて検証結果を日頃の保全活動に反映し、適切な樹林管理の推進を図ります。

なお、木もれびの森を将来にわたり保全・活用していくため、必要に応じて本計画の見直しを図りながら、適切な樹林管理に取り組んでいくこととします。

モニタリング調査の内容例

- ・ 指標種調査
- ・ 散策路整備による林床の回復状況調査

イ 土地所有者との協力体制の充実

(ア) 土地所有者との情報交換の充実

土地所有者への情報提供や意見交換のための場の構築など、情報交換や相互協力体制の充実を図ります。

(イ) 樹林管理における土地所有者への支援の充実

樹林管理における土地所有者への支援を充実するために、ボランティア団体の活用等を図りながら、相互に協力して樹林管理を推進します。

木もれびの森 ルールブック

「木もれびの森」は昭和48年に近郊緑地特別保全地区の指定を受け、都市緑地法に基づいて保全されています。

また、「木もれびの森」は、土地所有者の皆さんの御協力によって残されてきた森であり、現在も個人所有の土地が多数存在しています。近くには住宅もあります。緑地の保全活動や清掃活動に取り組んでくださる方、散策をする方なども大勢いらっしゃいます。

「木もれびの森」に関わる皆さんで、保全と活用に関する「森のルール」を守り、自然と触れ合い、自然を育みながら、市民共有のみどりの財産として、この森を次の世代へと引き継いでいきましょう。



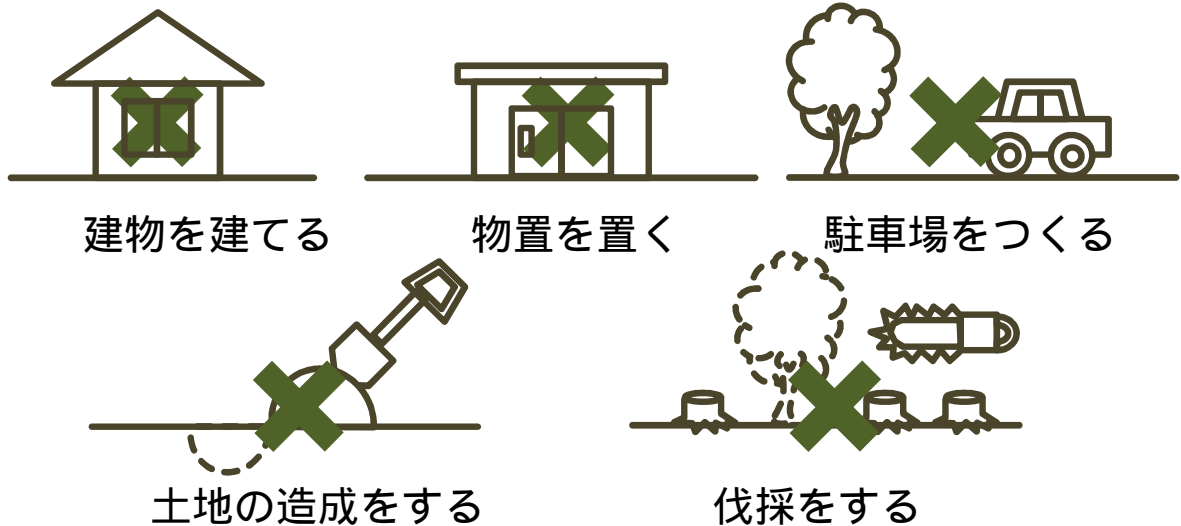
はじめに

法律で定められたルール

特別緑地保全地区内では、以下の行為は市の許可がないと行うことができません。原則として「不許可」となりますので、御注意ください。

(都市緑地法第14条 特別緑地保全地区における行為の制限から抜粋)

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ そのほか当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令に定めるもの



なお、通常の維持管理行為（下刈り、除伐等）には適用しません。

また、違反した場合、原状回復命令が出されることがあり、罰則規定もありますので、御不明な点は、水みどり環境課（電話：042-769-8242）まで事前に御相談をお願いします。

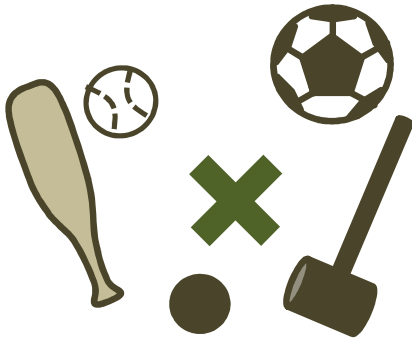
通常の維持管理行為：下刈りや除伐等、森の維持管理上必要な行為のこと。

活用編

緑地内で御遠慮いただきたい行為

緑地として保全し、広く市民の皆様へ安全・安心に自然に親しんでいただくために、緑地内での次の行為は御遠慮くださるよう、お願いいたします。

道具を使用してスポーツをする



大きな音を出す



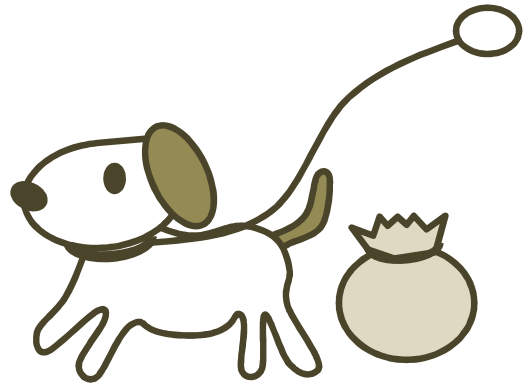
大音量を流してダンスの練習をするなど

火気を使用する

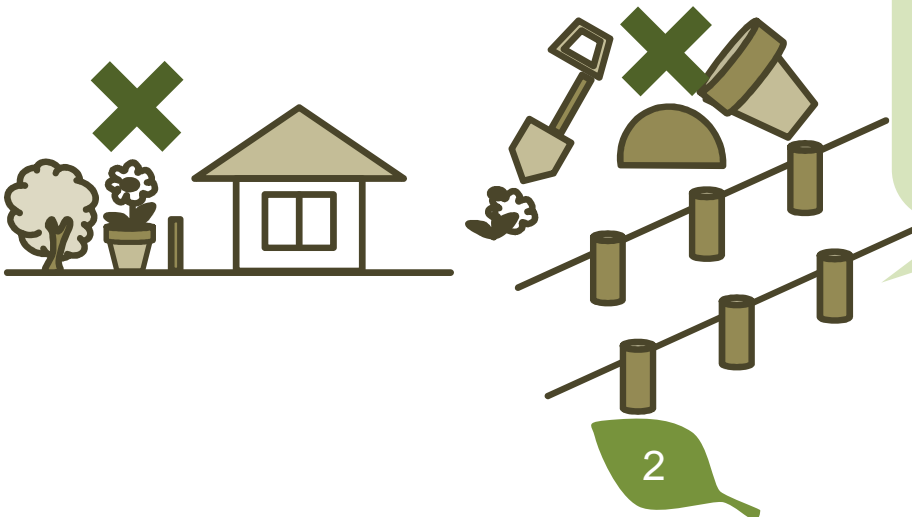


バーベキュー
キャンプ
花火など

犬のリードを離す 犬の糞を放置する



個人の庭のように利用する



森の動植物を持ち帰らないでください。
外来種や園芸種を森の中に植えないでください。
植木鉢の土を捨てない

活用編

「面的利用区域」に関するルール

「木もれびの森」には、次の4ヶ所の「面的利用区域」があります。利用にあたっては、他の方の迷惑にならないよう御注意ください。



相模原中央緑地



慰霊塔

相模原中央緑地を利用する場合には、水みどり環境課へ「都市公園使用許可」の申請が必要です。

(例) 団体の行事、ボーイスカウト活動、自然観察オリエンテーリング



西大沼2丁目子ども森林公園



若松憩いの場

「線的使用区域」に関するルール

「木もれびの森」では、緑地を保全し、無秩序に侵入することを防ぐため、距離、幅ともに裸地化が進んだ踏み分け道を「散策路」として整備し、「線的使用区域」としてしています。森の中では、「散策路」を通行しましょう。

ただし、自転車で通行する際は、他の方の迷惑にならないよう、くれぐれも御注意ください。

活用編

安全・安心な森づくりのためのルール

「木もれびの森」で事件・事故に巻き込まれた、不審者や不審火を目撃した等の情報は、速やかに水みどり環境課に御連絡ください。緊急を要する場合は、迷わず警察や消防に通報してください。

倒木・害虫等の危険がある

交通量が多くて危険なところがある

住宅に接近している樹木がある

街路灯に木の葉が掛かり暗くなっている

大量の不法投棄物がある

水みどり環境課（電話：042-769-8242）に御連絡ください。

緑地の私的利用への対応方法について

私的な利用（駐車場や花壇等）を改善し、緑地として回復し、保全を進めます。

利用されている土地は、民有地？市有地？

民有地

市有地

利用者と土地所有者の間で、利用に関する取り決め等はある？

ある

ない

市が利用者と土地所有者に対し、緑地保全について丁寧に御説明した上で、私的利用の解消に御協力を仰ぎます。

市が利用者に対し、緑地保全について丁寧に御説明した上で、私的利用の解消に御協力を仰ぎます。

保全編

「木もれびの森」の維持管理には、市民の皆様と市が協働で取り組んでいます。

取組み方法

- ・土地所有者が所有地の下刈り・除伐等を実施
- ・土地所有者と市が使用貸借契約を交わした上で、市が下刈り・除伐等を実施
- ・森づくりパートナーシップ事業
市内で森づくり活動を実践している3団体が市と協定を締結した上で、ボランティアで樹林管理や保全活動を実施

団体名	活動エリア
大野台みどりを守る会	相模原中央緑地
特定非営利活動法人相模原こもれび東若会	大野台・西大沼地区他 東大沼・若松地区

- ・街美化アダプト制度
地元10自治会が市と合意書を交わした上で、清掃活動を実施
- ・市が業者委託等により住宅等緩衝区域（草地）の除草・除伐等を実施

「保全編」では、上記活動に当たっての共通ルールや作業内容等を御紹介します。森の維持管理活動に参加してみたい、体験してみたいという方は、水みどり環境課（電話：042-769-8242）までお気軽にお問合せください。



保全編

木を切る時のルール

「木もれびの森」には、市有地と民有地が混在しています。民有地の中には、土地所有者が市と契約を締結し、緑地の維持管理を市に任せさせてくださっているところもあります。いずれにしても、民有地の土地にある樹木の伐採については、予め土地所有者に状況を説明します。

森の中で、スギやヒノキ、サワラ等が一列に並んで植えられていることがあります。これは、土地の境を示す目印として植えられ、「境界木」と呼ばれています。どうしても「境界木」を伐採しなければならない時は、予め土地所有者に状況を説明するとともに、切り方にも配慮します。



切り出した木についてのルール

除伐等、日頃の維持管理の中で切り出された樹木の取り扱いには次のような方法があります。

森の中で土に返す

樹木を置く場所は、住宅等緩衝区域や下刈りをしたところは避け、できる限り森の奥深くを選びます。



なるべく森の奥に
1段か2段積みになります。

保全編

下刈り、除伐等についてのルール

アオキ、シロダモ、シュロ、アズマネザサ等は繁殖力が非常に強く、放置しておくと森の中に広がります。他の植物の生育の妨げにならないように、必要に応じてこれらの植物は除伐します。

ミズキやカラスザンショウ等の根が浅い樹木は倒れやすいので、必要に応じて除伐します。



シュロ



アズマネザサ

散策路整備についてのルール

樹林地内への立入りを制限することで裸地化を防ぐため、散策路沿いに柵を整備します。



保全編

裸地化した林床について

「面的利用区域」「線的使用区域」ではないため、原則として、緑地として回復し、保全することを目指します。

裸地

植物に覆われず
土がむきだしになっている状態



裸地化した林床



裸地化が改善した林床

森で拾ったドングリを育ててみましょう



茶色でつやがあり
実のかたいものを選びましょう。
キズや虫の穴のあいていない
水に沈むドングリがよいです。



10～11月にドングリを拾います



拾ったドングリを1～2日間水につけます



ドングリを横にして
プランターかポットに植えます



翌年の春に芽が出ます

保全編

生きものに配慮した作業スケジュール（例）

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈り			■				■					
枯枝撤去	■											
落ち葉かき											■	
除伐									■	■		■

下刈り

- ・春植物の開花時期、鳥類の繁殖期に配慮しながら実施。



落ち葉かき

- ・落ち葉かきをすると、土の中に眠っている種子が芽吹きやすくなる。



枯枝撤去

- ・主に散策路沿いの枯枝などを撤去。



除伐

- ・夏季に比べ、落葉樹の葉が落ちた冬季の方が作業しやすい。



保全編

林床植物への配慮

時期	主な植物	配慮すべき点
春（3～4月）	フデリンドウ、シュンラン、ヒトリシズカなど	落ち葉かきなど林床管理作業は2月上旬までに行うとよい
初夏（5～6月）	キンラン、ギンラン、エビネなど	草が伸びる時期、種子ができてから下刈りなどの作業がよい
夏（7～8月）	ヤマユリ、キツネノカミソリ、オカトラノオなど	生長して、識別ができるようになってからの作業がよい
秋（9～11月）	ヤマホトトギス、リンドウなど	夏季の下刈りで低く刈り過ぎると開花しない



フデリンドウ



シュンラン



キンラン



ギンラン



ヤマユリ



リンドウ

野鳥への配慮

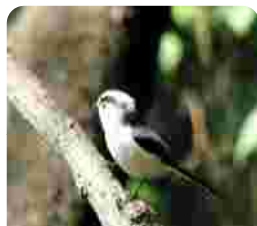
ツミの場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
非繁殖期	求愛・ 巣作り	抱卵・育雛		巣立 ち	非繁殖期						

春から夏にかけて多くの野鳥が営巣、繁殖します。
特に2月から8月にかけては敏感で、人の立ち入りや音で繁殖をやめてしまうことがあります。



ツミ



エナガ



アオゲラ



コゲラ

保全編

明るい林内を好む生きもの（典型種）

フデリンドウ



シュンラン



キツネノカミソリ



オオミドリシジミ



ウラゴマダラシジミ

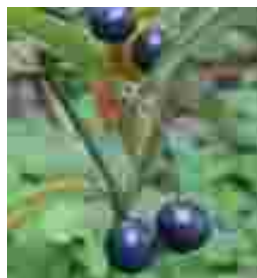


ルリタテハ



やや薄暗い林内を好む生きもの（典型種）

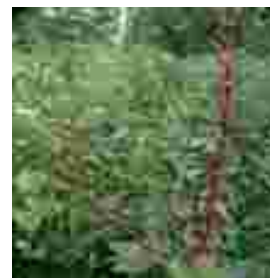
ホウチャクソウ



オオバギボウシ



ミズヒキ



ニリンソウ



クロアゲハ



ムラサキシジミ



保全編

薄暗い林内を好む生きもの（典型種）

サイハイラン



ナガバジャノヒゲ



ルリビタキ



特徴

シロハラ



アオジ

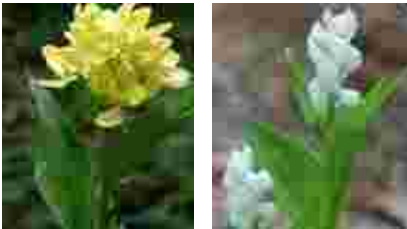


典型種

その環境が良好に保たれた場合に、環境の特徴を表す生きもの

人が立ち入らないと増えてくる生きもの（典型種）

キンラン・ギンラン



エビネ



ヤマユリ



アズマモグラ



シマヘビ



アオダイショウ



安全編

スズメバチについて

主に夏から秋にかけて、「木もれびの森」ではスズメバチが大量に発生します。木のうろ（木の幹にできた空洞）や根元の土の中等、見えにくい場所に巣が作られていることがあり、大変危険です。散策や犬の散歩の途中で被害に遭ったという報告もあります。

（注意点）

- ・肌の露出を避ける。
- ・黒い色の衣服や帽子を避ける。
- ・巣には絶対に近付かない。
- ・スズメバチの威嚇行動に遭遇したら、落ち着いて速やかに現場から退避する。
- ・巣を発見したら、水みどり環境課（電話：042-769-8242）へ速やかに通報する。

熱中症について

真夏の「木もれびの森」は、木陰であっても非常に暑いいため、維持管理活動に当たっては、熱中症対策を講じなければなりません。散策や森林浴の際にも、同様に御注意ください。

（注意点）

- ・こまめに水分補給を行う。
- ・活動中に必ず休憩する。

ツタウルシについて

「木もれびの森」の中で、樹木にツル植物が巻き付いていることがあります。「ツタウルシ」は、ブドウ科のナツツタによく似ていますが、うっかり触ってしまうと激しくかぶれます。人によっては、ひどく腫れたり、発熱する場合がありますので御注意ください。



（注意点）

- ・長袖、長ズボン、帽子、軍手等の着用のほか、首にタオルを巻く等、できる限り肌の露出を避ける。
- ・若葉時期は特にかぶれやすいので、近寄らないようにする。

ツタウルシ

【引用資料（写真）】

木もれびの森ガイド

相模原市立博物館



発行日：平成27年3月

発行：相模原市環境経済局環境共生部水みどり環境課

電話 042-769-8242

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15